

入院時の食事負担金について

入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、療養のための食事は、管理栄養士の管理のもと、適時(夕食については18時以降)・適温で提供しています。

入院時の食事に係る標準負担額(2026年6月1日時点)

所得区分		1食あたりの金額
70歳未満	70歳以上	
区分ア	現役並みⅢ	550円
区分イ	現役並みⅡ	
区分ウ	現役並みⅠ	
区分エ	一般	
区分オ	低所得Ⅱ	270円
—	低所得Ⅰ	130円

※一般の方で、指定難病の方は、1食330円となります。